

# テナントの入居・建物増改築の際の流れ

筑紫野太宰府消防本部

## ①事前チェック（☑しましょう）

- 建築基準法上の用途変更、増改築による確認申請は必要ないですか？（入居部分のみならず、他の部分の経過も確認してください。）
- 消防法上の用途変更は発生しませんか？
- 用途変更、増改築に伴い、新たに消防法に定める消防用設備等の設置、既存消防用設備等の変更、非常電源の種別変更は発生しませんか？
- 用途変更、増改築に伴い、新たに消防法に定める防火管理者の選任は発生しませんか？

※上記について確認する場合、建築士や消防設備士など有資格者にも相談することをお勧めします。限られた有資格者しかできない手続きがありますのでご注意ください。

## ②消防署へ相談

決定した変更等の内容を管轄する消防署へ相談しましょう。

## ③新たに必要となる消防用設備等の設置工事

- 設置工事着手 10 日前までに「工事整備対象設備等着工届書」を消防へ届出しましょう。（消防設備士）
- 設置工事完了後 4 日以内に「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書」を消防へ届出しましょう。（関係者）

※届出先は、建物の棟の延べ面積が 500 m<sup>2</sup>以上の場合は消防本部予防課、500 m<sup>2</sup>未満の場合は管轄する消防署となります。

## ④防火対象物使用開始届出書の届出

使用開始 7 日前までに平面図など、使用実態がわかる資料を添付して管轄する消防署へ届出しましょう。（使用しようとする者）

## ⑤消防の検査

前③及び④に基づく消防の現地検査を受け、消防法令違反のない安全な建物かどうか確認しましょう。（一部検査を要さない場合もあります。）

使用開始及び  
適正な維持管理

### 問い合わせ先

筑紫野太宰府消防本部 予防課 092-924-5792  
筑紫野消防署 警備第 1 係 092-924-5035  
太宰府消防署 警備第 1 係 092-924-4119



消防本部HP